資料３－２

第２章　各論

第１　地域包括ケアシステムの構築を推進するために

～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～

１　一人ひとりに応じた相談支援体制の整備

(1) 総合相談・情報提供

現状と課題

- 地域包括支援センターについて、広報、ホームページ、地域の会合やイベント等を通じた周知を進めた結果、地域包括支援センターを知っている人の割合は、第９期計画策定時の 60.3%から 66.2%へ上昇しました。一方、担当する地域包括支援センターを知っている人の割合は、在宅介護実態調査では 62.7%であるのに対し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では 37.7%にとどまり、同調査では「センターを知らない」人も 35.5%となっています。調査対象や設問が異なるため単純には比較できませんが、介護に直面していない人や壮年期では認知が十分でないことがうかがえます。状態が悪化する前の早い段階で相談につながるよう、企業、地域の会合、ＳＮＳ等様々なチャンネルを活用し、40～60 代の壮年期や家族層を含む幅広い年代へ周知することが必要です。
- 高齢者本人の課題だけでなく、頼れる身寄りがいないこと、生活困窮、障がい、8050 問題、ヤングケアラー、ダブルケア、老老介護等の課題が複雑に重なる事例が増えています。また、本人が支援や医療を拒否することにより支援ニーズが潜在化する世帯が見られるほか、新興住宅地等における近隣関係の希薄化による孤立や中山間地域における医療・介護資源の不足など、地域の特性に応じた課題も見られます。訪問相談や民生委員、児童委員等との連携によるアウトリーチを強化し、潜在化している課題を早期に発見し、初期対応を進めることが求められます。
- 二市では、重層的支援体制整備事業を通じて、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に進めています。個別の困りごとを制度やサービスにつなぐだけでなく、本人を居場所や地域資源とマッチングし、社会参加を促すことが必要です。また、地域包括支援センターと地域の関係者及び関係機関が継続的に連携できるよう、顔の見える関係を組織的な連携基盤として定着させるとともに、研修や事例検討、後方支援を通じて、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員の対応力を高めることが必要です。

■地域包括支援センターにおける相談件数（2026（令和 8）年 3 月末時点）

	実績			見込み		
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
鈴鹿市地域包括支援センター	3,265	3,397	3,800	3,500	3,600	3,700
亀山市地域包括支援センター	1,715	1,535	1,600	1,650	1,700	1,750

取組内容

ア　総合相談体制の充実

鈴鹿市では、複雑で多様な問題に対応できるよう、関係機関や地域と連携した相談支援体制の充実を図ります。

亀山市では、地域包括支援センターを核として、医療・介護の専門職や民生委員、児童委員、地域まちづくり協議会など、多様な主体が連携した重層的支援体制を整備・推進することで、相談体制の充実を図ります。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、身近な相談窓口として関係機関と連携・協働を図り、重層的支援体制整備事業につなぎ、複雑化した相談課題の解決に向けて取り組みます。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、身近な相談窓口として、多機関と協働するとともに重層的支援体制整備事業を活用し課題解決に向けて取り組みます。さらに、地域包括支援センターの開催する居宅支援事業所研修会等の支援を行い関係者のスキルアップを図っていきます。

イ　相談窓口の周知

鈴鹿市では、市の広報やウェブサイト等のほか、パンフレットの配布を通して、介護予防や認知症の相談窓口を市民へ幅広く周知します。

亀山市では、市の広報やホームページ等の活用に加え、企業の壮年期への啓発や地域イベント、各種ＳＮＳ、デジタル媒体等も効果的に組み合わせ、40 代～60 代のプレシニア層や家族層へ相談窓口の周知を図ります。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、地域包括支援センターへ早期に相談できるように、パンフレット等を活用して、幅広い世代に向けた相談窓口である地域包括支援センターの周知強化を図ります。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、早期の相談につながるように、民生委員、児童委員、福祉委員、地域まちづくり協議会等の関係機関や企業等と連携して幅広い年代への周知を図ります。

ウ　情報提供の実施

鈴鹿市では、市民の円滑な利用につながるよう、介護予防や認知症に関するサービス内容、高齢者福祉に関する情報を、市の広報やウェブサイトのほか、パンフレットの配布により周知します。

亀山市では、市ホームページや庁内施設での配架をはじめ、事業所への周知、各事業での個別通知や地域講座など多様な機会を通じた情報提供を行うことで、早期相談に向けた広報活動の多角化に取り組みます。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、広報紙やＳＮＳなど多彩な媒体を活用して地域包括支援センターの認知度向上を図り、必要な支援へ迅速につなげる連携体制を強化します。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、民生委員、児童委員、福祉委員、地域まちづくり協議会等の関係機関と連携し様々な機会を捉えて情報提供を行います。

広域連合では、介護保険制度やサービスについての認知度を高めるため、様々な機会を通じて情報の提供を実施します。また、地域包括支援センターが実施する啓発活動に使用できるパンフレットを作成して、関係機関への配布や会議等の機会を捉え周知し、活用が図られるよう取り組みます。さらに、外国語版パンフレットの活用について、周知を行います。

エ　重層的支援体制整備事業の実施

二市では、多機関との連携のもと、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくり支援の３つの支援を一体的に提供する重層的支援体制整備事業を推進し、地域で生活する全ての人が関わり、人と人とがつながる、包括的な相談支援体制を構築します。

オ　困難事例に対する関係機関との連携

鈴鹿市では、基幹型地域包括支援センター、地域包括支援センターと連携し、各々の役割の下、包括的な支援体制の構築を図り、困難事例に対応できる重層的支援体制を整備します。

亀山市では、地域の特性に配慮しつつ、訪問相談や民生委員、児童委員等の地域の関係者との連携によるアウトリーチを強化し、支援拒否や潜在化した世帯の早期発見・初期対応を図ります。さらに、複合的な課題を抱える困難事例に対しては、重層的支援体制を整備・活用することで、包括的かつ適切な支援につなげていきます。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、各地域包括支援センターから事例の報告を受け、虐待、セルフネグレクト、介入拒否などの困難事例を早期に把握できるよう連携を図り、必要に応じて地域包括支援センターの後方支援を行います。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、地域包括支援センターが対応する個別事例の緊急性を判断しつつ、地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例等、地域包括支援センターから支援要請があった相談事例について、相談事例の解決に向けた直接的又は間接的な支援を行います。

カ　地域との連携

二市では、地域共生社会の実現に向けて、生活支援コーディネーターを中心として、民生委員、児童委員、関係者、関係団体等の地域の多様な主体との連携強化を図ります。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、全ての圏域において地域包括支援センターと関係機関が円滑な連携を図り、課題解決に取り組むことができる体制を整えていきます。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、各地域包括支援センターと地域の関係機関及び関係者が連携し、課題解決に向けた取組を進めます。

キ　地域における生活支援

鈴鹿市では、第１層、第２層に配置する生活支援コーディネーターを中心に、住

民主体による生活支援の継続した運営を支援します。

亀山市では、生活支援コーディネーター等が中心となり、地域まちづくり協議会や地域住民に対して働きかけを行い、「ちょこボラ」をはじめとする住民主体の支え合い活動の立ち上げや定着をサポートします。また、地域包括ケアプラットフォーム等のＩＣＴを活用した情報発信やマッチング、活動への伴走支援を通じて、市民が担い手として参加しやすい機会を確保し、高齢者自身が健康づくりやボランティア活動を通じて地域で役割を持てる環境を整えます。

ク　ケアマネジャーへの支援の充実

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、ケアマネジャーが困難事例（介護拒否、虐待、困窮、精神疾患の合併等）を地域包括支援センターに相談しやすい相談体制を整備し、地域包括支援センターが関係機関やケアマネジャーを交えた多角的な会議を開催できるよう後方支援を行います。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、各種連絡会の開催を継続し、横のつながりを強化するとともに、医療・介護、認知症施策、生活支援等の関係機関と連携し、円滑で切れ目のない支援ができるようにケアマネジャーの質の向上を図ります。

ケ　介護予防ケアマネジメントの充実

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、多様な社会資源を積極的に活用し、自立支援･重度化防止に向けたケアプランの作成に向けて地域包括支援センターを支援します。また、地域包括支援センターが行う介護予防事業について、利用者の自立支援の推進に向けた後方支援を行います。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、自立支援型地域ケア会議を活用し、自立支援、重度化防止につなげます。また、地域包括支援センターが地域での介護予防や生きがいづくりにつながる活動に効果的に取り組めるように支援します。

広域連合では、地域包括支援センター等が適切な介護予防ケアマネジメントに取り組むことができるよう「鈴鹿亀山地区広域連合における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の手引き」を作成し、介護予防ケアマネジメントに関する類型や考え方について整理し、周知を図ります。

（2）権利擁護・虐待防止

現状と課題

- 認知症の方やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、権利擁護や成年後見制度に関する相談が増えており、高齢者を狙った消費者被害への対応も必要となっています。権利擁護に関する会議や成年後見制度の中核機関、消費生活センター等が情報を共有し、高齢者を狙った手口や動向を把握するとともに、本人の意思を尊重しながら、必要な人を早期に支援へつなぐ体制を強化する必要があります。また、成年後見制度については、二市の中核機関を中心に、相談対応、制度の普及啓発、申立ての支援、後見人等への支援、法人後見等に取り組んでいます。制度や相談窓口が十分に知られていない場合があることから、関係機関や幅広い年代への周知や啓発を継続するとともに、成年後見制度の改正を見据え、関係機関で情報を共有し、適切な対応を検討することが必要です。
- 高齢者虐待については、市民や家族への周知、介護サービス事業所を対象とした研修、関係機関による情報共有等を行っていますが、事業所からは、どの段階で通報や相談をすべきか分からないとの意見も出ています。虐待の疑いがある段階から相談につながるよう、通報義務や相談の目安を周知するとともに、事業所への指導、助言及び研修を充実する必要があります。虐待の背景には、介護者の心身の疲労やストレス、認知症に対する理解不足、経済的困窮、家族関係の悪化、社会的孤立等が複雑に関係していることから、介護者への相談支援や負担軽減を図るとともに、虐待事案が発生した場合には、関係機関が迅速に情報を共有し、役割分担の下で対応できる体制を整えることが必要です。また、緊急に保護する必要がある場合に備え、緊急一時保護枠の確保と円滑な受入れ体制の整備が求められます。

■成年後見制度の利用と市長申立ての状況

	成年後見制度利用者数（2026 年 6 月末時点）	市長申立て件数（2026 年 3 月末時点）		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度
鈴鹿市	421	2	5	
亀山市	41	0	0	

■虐待対応の状況（2026（令和 8）年 3 月末時点）

項目		2024 年度	2025 年度	2026 年度
家族等による虐待への対応件数	鈴鹿市	29	38	
	亀山市	10	6	
介護保険施設での虐待への対応件数	鈴鹿市	7	7	
	亀山市	0	1	

☆新たな指標　　**■権利擁護に関する普及啓発活動回数（2026（令和 8）年 3 月末時点）**

	実績			見込み		
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
鈴鹿市地域包括支援センター	1	1	1	1	1	1
亀山市地域包括支援センター	1	1	1	1	1	1

※現時点では 2026 年度は見込み

取組内容

ア　権利擁護に関する関係機関の連携強化

鈴鹿市では、権利擁護について普及啓発を図り、支援が必要な人へのサポートにつなげます。また、法律専門家や福祉関係者、地域包括支援センター等の関係者、関係機関と鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議を開催し、連携強化を図ります。

亀山市では、権利擁護の普及啓発を図るとともに、関係機関との連携を強化し、支援が必要な人への早期対応に努めます。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議などを通じて、関係機関と連携を図り、情報を共有します。また、高齢者を狙った手口や動向について、鈴鹿亀山消費生活センターと情報を共有し、消費者被害防止への対応力の強化を図ります。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、社会福祉協議会や鈴鹿亀山消費生活センター等の関係機関と連携し、権利擁護に関する周知、啓発を推進します。

イ　成年後見制度の利用促進

鈴鹿市では、中核機関である鈴鹿市後見サポートセンターみらいを中心に、成年後見制度に関する相談や広報、普及啓発、後見人等への支援、法人後見の受任等を実施し、成年後見制度の利用促進と利用支援の充実を図ります。

亀山市では、権利擁護の必要な方が安心して生活を継続できるよう生活支援に加えて、成年後見制度の利用促進に向け、中核機関である亀山市社会福祉協議会と協働し、制度に関する相談及び普及啓発の実施等を行うことで制度の周知を図ります。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターでは、申立支援が困難な事例に対して鈴鹿市後見サポートみらいと連携、協働します。また、講演会等を通じて市民に成年後見制度の周知・啓発を行い、鈴鹿市と協働して、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる権利擁護の体制と身元等支援の仕組みの構築を推進します。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、必要に応じて社会福祉協議会が実施する成年後見サポート事業につなぐとともに、成年後見制度の利用促進に向けて、周知や啓発に取り組んでいきます。

ウ　虐待の未然防止

鈴鹿市では、高齢者虐待の相談・通報窓口について、市民に周知を図るとともに、地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携により、虐待の未然防止に取り組みます。

亀山市では、高齢者の虐待を未然に防止するため、介護者や家族への相談支援や

負担軽減を図るとともに、周知・啓発活動を実施し、虐待防止意識の向上に取り組みます。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、鈴鹿市、地域包括支援センター、広域連合、関係機関との連携及び情報共有を円滑に図ります。また、介護者や家族へ介護負担軽減の提案等を行い、高齢者虐待の未然防止に取り組みます。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、家族介護者に対し、介護負担軽減のための介護サービスの紹介や相談窓口を周知に努めます。また、介護施設従事者等に対し、高齢者虐待防止に関する指導・助言や研修を実施し虐待の未然防止に取り組むとともに、通報義務や虐待発見時の対応等について、周知や啓発を行います。

広域連合では、介護サービス事業所等への運営、集団指導を通じて、虐待の未然防止を図ります。

エ　虐待事案発生時の早期対応

二市では、市や地域包括支援センター等において高齢者やその家族からの相談を受け付け、関係機関と連携しながら早期対応につなげます。また、虐待事案が発生した場合に適切な対応をとることができるように、関係機関で構成する虐待連絡会議等を通じて対応力の向上を図るとともに、緊急一時保護施設の確保や円滑な受入れ体制の整備に努めます。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、虐待事案の発生時は、鈴鹿市と連携してコアメンバー会議の開催への協力や、今後の具体的な支援方法を協議するとともに、関係機関と連携を図り迅速に必要な対応を行います。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、亀山市の高齢者虐待フロー図に基づいて関係機関と連携しながら事実確認を行いコアメンバー会議に参加し、迅速に必要な対応を図ります。また、複合的な事案については、重層的支援体制整備事業につなぎ、関係機関と連携を図り対応します。

（3）認知症施策の推進

現状と課題

- 認知症は誰もがなり得るものであり、運動、栄養、社会参加等を通じて発症を遅らせ、進行を緩やかにできることから、認知症予防の取組が重要です。一方、予防のみを強調するのではなく、認知症になっても自分らしく希望を持って暮らすことができるという新しい認知症観を広げることも重要です。当事者や家族の声を生かした情報発信を進めるとともに、本人が望む暮らしや医療・ケアについて、早期から家族や専門職と話し合い、本人の意思を支援に反映する取組が求められます。
- 認知症初期集中支援チームでは、相談窓口の集約、相談ブースの設置、医師を交えたチーム員会議等を行っています。一方、認知症の相談先として同チームを認知している人の割合は少なく、圏域によって相談件数にも差があります。チームの役割や相談窓口を市民や関係機関へ一層周知し、認知症が疑われる早い段階から医療、介護、生活支援につなげることが必要です。
- 小中学校等を中心に認知症サポーターの養成が進んでいますが、働く世代、企業、事業所、地域社会全体への理解を広げるため、幅広い世代を対象に養成講座を実施するとともに、受講後のステップアップ講座等を通じて、地域での見守りや声かけ、認知症カフェ等の具体的な活動へつなげることが求められます。認知症カフェとオレンジカフェについては、設置目的や役割を整理し、本人、家族や支援者が利用目的に応じて選択しやすくする必要があります。また、チームオレンジの登録者数は増加していますが、登録後に活動につながっていない人もいることから、本人や家族のニーズと活動とを結びつけるコーディネート機能を高めるとともに、本人を支援の受け手としてだけでなく、活動の支え手や主体として位置づけ、本人の希望や得意なことを生かした役割づくりを進めることが大切です。
- 認知症の方を介護する家族については、介護者の代わりがいないこと、休日や夜間の介護負担、認知症の方への対応等が大きな負担となっています。相談支援やレスパイト支援を充実させるとともに、介護者の病気、不測の事態、介護疲労等により在宅介護の継続が一時的に困難となった場合に備え、医療機関等と連携した一時入院の受入れの調整などを進める必要があります。
- 若年性認知症については、医療・介護だけでなく、障がい福祉、就労、経済面、社会参加等の課題が重なる場合があります。三重県の若年性認知症コーディネーターをはじめ、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、医療機関、障がい福祉、労働関係機関等との連携を強化し、早期発見から生活・就労・社会参加まで、包括的かつ継続的に支援できる体制を整える必要があります。

■認知症高齢者等の状況（各年 10 月 1 日時点）

項目	2024 年	2025 年	2026 年
認知症高齢者等数	6,356 人	6,926 人	
高齢者人口に占める認知症高齢者等の割合	9.9%	10.7%	

※この表において「認知症高齢者等」とは、要介護・要支援認定を受けている第１号被保険者及び第２号被保険者のうち、要介護・要支援認定に係る主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方をいいます。更新時期によって認知症自立度のデータが欠けている場合は、認知症自立度の分布によって按分しています。

■認知症初期集中支援チームの活動状況（2026（令和 8）年 3 月末時点）

			実績			見込み		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
認知症初期集中支援チーム								
認知症初期集中支援チームの活動状況								
鈴鹿市	総相談件数		221	251	250	260	270	280
	支援対象者数		134	152	150	160	170	180
	訪問延べ回数		500	381	350	350	350	350
亀山市	総相談件数		320	385	350	360	370	380
	支援対象者数		23	30	30	32	34	36
	訪問延べ回数		52	110	120	128	136	144

■認知症サポーター、認知症カフェ、チームオレンジの状況（2026（令和 8）年 3 月末時点）

		実績			見込み		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
認知症サポーター							
新規のサポーター養成人数							
	鈴鹿市	4,548	4,586	4,500	4,500	4,500	4,500
	亀山市	428	596	450	450	450	450
累計サポーター数							
	鈴鹿市	28,950	33,536	38,036	42,536	47,036	51,536
	亀山市	5,325	5,921	6,400	6,850	7,300	7,750
養成講座開催回数							
	鈴鹿市	94	80	80	80	80	80
	亀山市	21	22	20	20	20	20
認知症カフェ							
認知症カフェ等の集いの場（活動支援を含む）							
	鈴鹿市	23	24	24	24	24	24
	亀山市	2	2	2	2	2	2
チームオレンジ							
チームオレンジの登録者数							
	鈴鹿市	196	274	300	300	300	300
	亀山市	10	10	11	15	15	15

取組内容

ア　認知症予防活動の促進

鈴鹿市では、高齢者サロンや認知症カフェなどの交流の場への参加を促すほか、補聴器によるコミュニケーション支援を図ることで、認知症の発症を遅らせる支援を行います。また、ＩＣＴによる認知機能の簡易チェックシステムなどを活用して早期診断、早期支援につなげ、認知症になっても進行を穏やかにすることができるように支援します。

亀山市では、認知症予防教室や講座等の内容を充実・拡充するとともに、広報活動を通じて運動、栄養、社会参加を取り入れた予防生活の実践を市民に幅広く啓発します。

イ　認知症の早期発見、初期支援体制の整備

鈴鹿市では、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる方や認知症の方、その家族から相談があった場合に、本人宅を訪問し、アセスメントを実施するとともに、家族支援等の初期支援を地域包括支援センター等の関係者との連携により包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

亀山市では、引き続き、講演会、広報、イベント、事業所訪問等の様々な機会を捉え、カナリアチームの役割や早期受診・早期支援の重要性について広く市民や関係機関へ周知を図ります。

ウ　介護サービス事業所等における認知症対応力の強化

広域連合では、地域密着型の介護サービス事業所に対して、全ての介護従事者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるよう指導します。また、介護サービス事業所において、認知症に関する知識や技術の向上を図るための研修について周知し、受講を促進します。

エ　認知症サポーターの養成

鈴鹿市では、認知症に関する正しい知識と理解を身につけた認知症サポーター及びキッズサポーターを養成するための講座を開催します。

亀山市では、学校関係への働きかけを継続するとともに、地域まちづくり協議会や企業、事業所等への講座を積極的に展開し、幅広い世代での認知症サポーターの養成を推進します。また、サポーター受講後のスキルアップの機会等を検討します。

オ　認知症に対する啓発活動の充実

鈴鹿市では、市の広報やウェブサイトを活用した新しい認知症観の周知を行います。また、世界アルツハイマー月間にはイベントなどにおける啓発活動を行います。さらに、認知症本人発信の支援を行い、認知症への理解を促進します。

亀山市では、市の広報やウェブサイトを活用した新しい認知症観の周知を行います。また、世界アルツハイマー月間にはイベントなどにおける啓発活動を行います。また、本人が望む暮らしを早くから話し合うことの大切さや認知症への理解を促進します。

カ　認知症カフェの充実

鈴鹿市では、認知症の方とその家族や地域住民の情報交換や交流の場である認知症カフェやオレンジカフェの運営を支援します。

亀山市では、認知症になっても自分らしく生きることができるという新しい認知症観に基づき、本人が希望ややりがいを持って参加できるよう、本人の意思や得意なことを活かした役割づくりの場を創出し、支え合い・共生の拠点としての機能を強化します。

キ　認知症の方とその家族への支援

鈴鹿市では、認知症カフェとオレンジカフェの活動内容を整理し、認知症の方とその家族が利用しやすくなるように案内するとともに、認知症に関わる組織の連携・連絡強化に向けた取組を支援します。また、行方不明高齢者対策として安心ネットワークを活用し、市内の協力店舗や協力事業所に情報を共有し、行方不明高齢者の発見につなげるほか、ＧＰＳを利用した捜索サービスや安心見守りシール、安心見守り保険の普及を図り、早期発見や事故防止につなげます。

亀山市では、認知症の方とその家族が安心して生活できるよう、関係機関との連携を強化するとともに、認知症ケアパスの活用促進を図るなど在宅生活と家族への継続的なケアを支援します。また、行方不明高齢者対策として見守りシール事業や認知症賠償責任保険等の周知及び利用促進を継続するとともに、民間事業者や地域住民との地域見守活動の協力に関する協定の締結により行方不明高齢者の発生予防や事故時の安心な体制を推進します。

ク　チームオレンジ等の支援

二市では、認知症サポーター養成講座を受けた認知症サポーターを、より理解を深めてチームオレンジなどのボランティア活動につなげるための、認知症サポーターのステップアップ講座を開催します。また、チームオレンジコーディネーターを配置し、認知症の方やその家族のニーズを把握して、チームオレンジの活動につなげます。

ケ　若年性認知症に対する支援

鈴鹿市では、認知症地域支援推進員やチームオレンジコーディネーターが若年性認知症者の会であるレイの会による鈴鹿市社会福祉協議会での洗車活動を支援するほか、認知症の方たちがボランティアと一緒に買い物を楽しめるスローショッピングを実施します。

亀山市では、三重県が配置する専門職や初期支援体制をはじめ、医療、障がい福祉、労働等の広域的、専門的な関係機関との連携に努めます。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、三重県が作成するパンフレット等を活用して情報発信を行い、若年性認知症の相談窓口の周知を行います。また、三重県が配置する若年性認知症コーディネーター及び認知症初期集中支援チームと連携を図り、相談窓口の周知や情報発信を行います。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、みえ高齢者元気・かがやきプランに基

づいて、三重県が配置する若年性認知症コーディネーターと連携しながら支援に努めます。

２　介護予防・生活支援サービスの提供

(1) 介護予防・生活支援サービス

現状と課題

- 介護予防・日常生活支援総合事業においては、緩和した基準によるサービス、住民主体のサービス、短期集中予防サービス等を実施し、高齢者の状態や生活課題に応じた多様な選択肢の確保を進めています。一方で、管内には緩和した基準による訪問型サービスを実施する事業所がなく、従前（旧介護予防訪問介護）相当サービスの利用が多くなっています。通所型サービスも含め、多様なサービスを安定的に提供できる事業所や担い手を確保することが求められます。
- 住民主体の訪問型・通所型サービスは一部の地域で広がっていますが、サービス提供者の高齢化や後継者不足、新たに活動を立ち上げる地域が増えてこないことが課題となっています。生活支援コーディネーター等が地域と伴走することによって、担い手の確保、活動の立ち上げ、既存活動の継続を支援する必要があります。
- 短期集中予防サービスは、リハビリテーションの利用が増えている一方、口腔、栄養の利用は少なく、通所型の利用状況にも地域差があります。高齢者、ケアマネジャー、地域包括支援センター等に、サービスの目的と効果を分かりやすく周知し、口腔、栄養、リハビリテーションの一体的な活用によって自立支援につなげることが求められます。

取組内容

ア　介護予防・生活支援サービスの拡充

鈴鹿市では、多様な主体によるサービスの提供に向けて、住民主体による生活支援サービスの立上げや継続の支援を行います。また、専門職による短期集中によるサービスＣは、介護予防の効果を高めるために、口腔、栄養、リハビリテーションの一体的な利用や市民とケアマネジャーともにサービスの内容の啓発を行っていきます。

亀山市では、一人ひとりの状態に合ったサービスを利用できる環境を整え、高齢者自身が介護予防に取り組むことの周知を行います。また、支援者と利用者双方へのサービスの周知に努めます。さらに、生活支援コーディネーター等関係機関と連携した働きかけを行います。

広域連合では、緩和した基準によるサービスの取組を進め、二市と連携し多様なサービスの提供に努めます。

■介護予防・生活支援サービス事業の状況（2026（令和 8）年 3 月末時点）

		実績			見込み		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
訪問型	従前相当サービスの延べ利用者数（人）						
	広域連合	6,942	7,671	8,172	8,400	8,700	8,900
	多様な主体によるサービス・活動の延べ利用者数（人）						
	広域連合	12	10	10	10	10	10
	住民主体（シルバー人材センター）によるサービス・活動の延べ利用者数（人）						
	鈴鹿市	214	131	102	150	150	150
	亀山市	1	60	96	144	144	144
	住民主体によるサービス・活動を行っている地域づくり、まちづくり協議会の数（団体）						
	鈴鹿市	3	5	9	9	9	9
	亀山市	0	0	0	1	2	3
	短期集中予防サービスの実利用者数（人）						
	鈴鹿市	25	31	27	30	30	30
	亀山市	5	0	3	9	12	12
通所型	従前相当サービスの延べ利用者数（人）						
	広域連合	16,776	17,998	18,888	19,700	20,300	20,900
	多様な主体によるサービス・活動の延べ利用者数（人）						
	広域連合	1,236	1,869	2,204	2,300	2,400	2,500
	住民主体によるサービス・活動を行っている地域づくり、まちづくり協議会の数（団体）						
	鈴鹿市	3	3	4	4	4	4
	亀山市	0	0	0	1	2	3
	短期集中予防サービスの実利用者数（人）						
	鈴鹿市	37	35	18	20	20	20
	亀山市	0	0	0	5	5	5

☆新たな指標　　■短期集中予防サービス利用者数⇒実人数に

（2）一般介護予防事業

現状と課題

- 各地域ではサロン、老人クラブ等における介護予防教室や出前講座が継続され、多くの参加が得られている一方で、高齢者の健康状態や生活様式、介護予防に対するニーズは多様化しています。対象層に応じた効果的な介護予防プログラムを実施するとともに、その効果を検証することが求められます。
- 住民主体の通いの場や支え合い活動については、新たな活動の立ち上げが少なくなり、主催者や担い手の高齢化も進んでいます。生活支援コーディネーター等と連携し、担い手の確保、既存の活動の継続、新たな通いの場の立ち上げを支援することが必要です。
- 通いの場へは、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師等を派遣していますが、職種によっては派遣できる専門職が限られ、回数を増やすことが難しい場合があります。単に派遣回数を増やすのではなく、地域課題や参加者のニーズに応じて必要な職種や講座内容を選定し、限られた専門職を効果的に活用する必要があります。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、二市の関係部署による定期的な連携会議や地域包括支援センターの医療専門職との情報共有を行っています。ＫＤＢデータ等から把握した低栄養、健康状態不明、フレイルリスク等の課題を、必要な人への個別支援や介護予防事業へ円滑につなげられるよう、基幹型地域包括支援センター、各地域包括支援センターの役割分担と連携を一層強化することが求められます。

■一般介護予防事業の状況（2026（令和 8）年 3 月末時点）

		実績			見込み		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
介護予防普及啓発事業の延べ参加者数（人）							
	鈴鹿市	21,058	19,524	19,600	19,750	19,860	19,960
	亀山市	31,861	37,786	37,900	38,000	38,100	38,200
介護予防普及啓発事業 介護予防に資する住民主体の通いの場への参加者数の合計（人）							
	鈴鹿市	2,733	2,763	2,723	2,770	2,820	2,870
	亀山市	2,377	2,140	2,500	2,530	2,560	2,590
通いの場などの介護予防活動に対し支援を行った地域づくり協議会、地域まちづくり協議会の数							
	鈴鹿市	16	16	16	16	16	16
	亀山市	5	5	5	7	8	10
地域リハビリテーション活動支援事業 住民の介護予防活動のためリハビリテーション専門職等を講師として派遣した回数（回）							
	鈴鹿市	57	47	40	40	40	40
	亀山市	11	11	11	20	25	30

☆新たな指標　　■地域で介護予防・日常生活支援活動を実施している団体数（累計）

取組内容

ア　介護予防の普及・啓発の推進

鈴鹿市では、運動、口腔、栄養、認知症などのフレイル予防に関する知識の普及のため、住民主体の通いの場や老人クラブなどで出前講座を実施します。また、参加者のフレイルチェックを実施し、事業の効果を検証するほか、様々なツールを活用して情報発信するなど介護予防の普及啓発に取り組みます。

亀山市では、地域や対象者の課題を把握し、地域の実情に応じた予防事業を展開するとともに、その効果を検証し、高齢者自身がフレイル予防や健康維持に主体的に取り組めるよう、啓発活動や地域での活動支援を継続します。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、各圏域において地域包括支援センターが介護予防、フレイル予防の出前講座などを行う際に、後方支援を行います。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、地域包括支援センターが高齢者の生活支援や介護についての情報提供や介護予防教室を行う際に後方支援します。

イ　地域における介護予防活動への支援

鈴鹿市では、住民同士の支え合いによる介護予防・生活支援サービスを実施する地域づくり協議会等の支援をするほか、活動検討中の地域に対し働きかけを行います。また、高齢者の社会参加活動による介護予防を推進するために、住民主体の通いの場であるサロンやボランティア登録希望者、スクエアステップリーダーの活動も支援します。

亀山市では、身近な地域で参加できるよう、介護予防活動の場がない地域や移動が困難な地区を中心に、生活支援コーディネーター等と連携して、通いの場の立ち上げや継続の支援を行います。

ウ　リハビリテーション活動への支援

鈴鹿市では、住民主体の通いの場であるサロン等にリハビリ専門職等の講師を派遣し、出前講座等を行い、高齢者の介護予防活動を支援します。

亀山市では、地域の通いの場等でリハビリ専門職等の講師を派遣し、効果的に介護予防活動が行えるよう、一体的実施事業や生活支援コーディネーター等と連携しながら進めていきます。

エ　介護予防の評価

広域連合では、一般介護予防事業の実施状況や達成状況について、二市の実施報告書等から評価を行います。

オ　高齢者への保健事業と介護予防との一体的実施

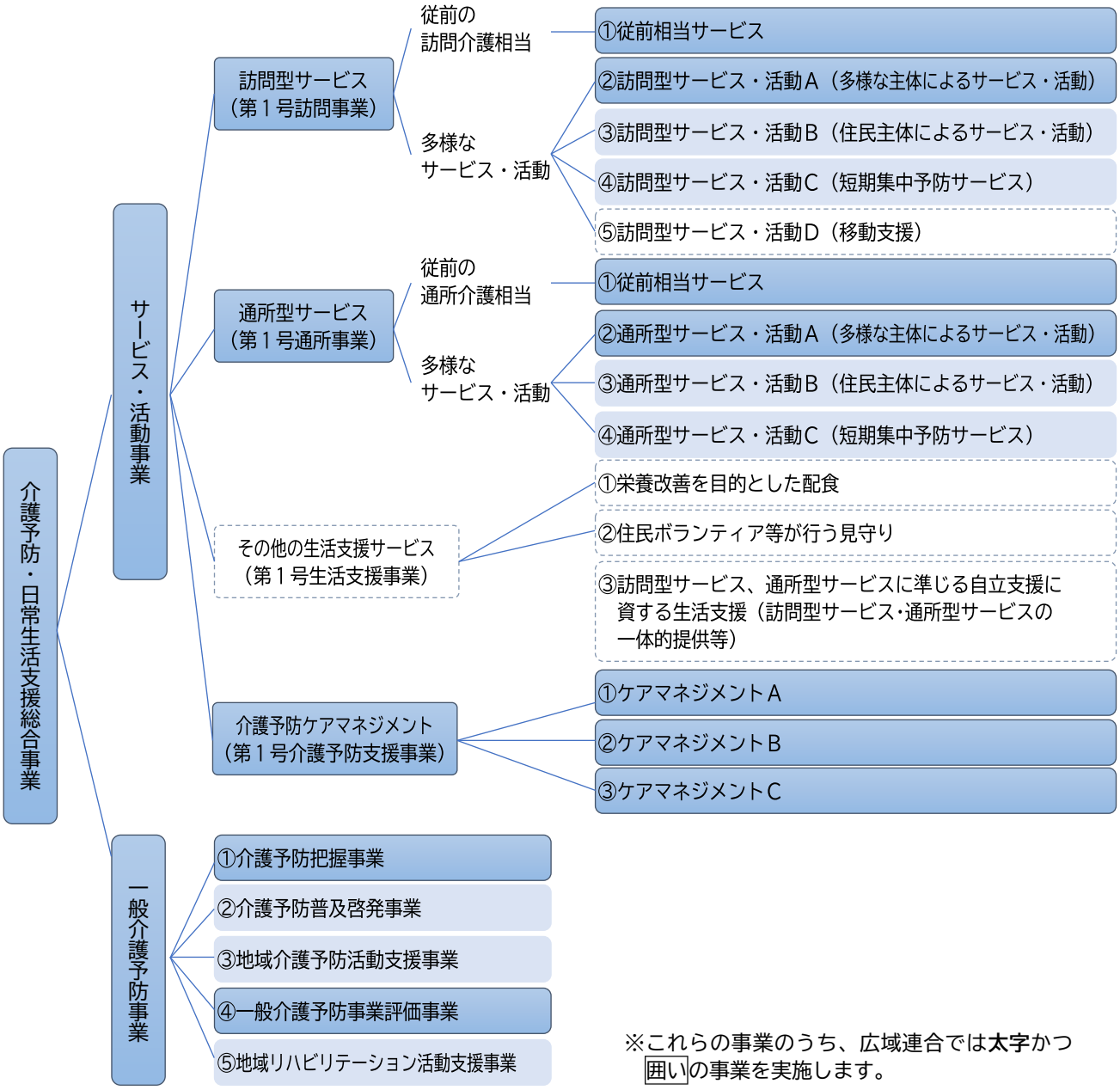
鈴鹿市では、「65歳からのフレイル予防のすすめ」の冊子やチラシを作成し、フレイル予防に関する周知や啓発を行います。また、高齢者の特性を踏まえた健康支

援、健康相談、フレイル予防を行うため、医療専門職による課題の整理・分析から、通いの場等への積極的な関与や個別支援を行う等、医療保険、介護保険、健康づくりの各部局の連携の下「保健事業と介護予防の一体的な取組」を実施します。

亀山市では、庁内関係部署や関係団体が連携し、医療、介護、健診等のデータ分析による地域の健康課題の把握を行うとともに、高齢者への個別支援（ハイリスクアプローチ）、通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）等を一体的に実施します。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、亀山市と役割分担し、地域包括支援センターが地域で介護予防教室が開催できるように支援します。

■ **介護予防・日常生活支援総合事業の構成**



※これらの事業のうち、広域連合では**太字**かつ囲いの事業を実施します。

3　在宅生活を支える環境の整備

(1) 地域ケア会議の実施

現状と課題

- 個別レベル、圏域レベル、市レベルの地域ケア会議を開催し、個別課題や地域課題の共有・検討を行っています。三層構造の会議を通じて、鈴鹿市では、地域ケア推進会議で取り上げた高齢者のごみ出し問題が、令和８年度のふれあい収集の開始につながりました。しかし、個別会議で把握した課題を圏域会議へ、さらに市レベルの会議へとつなげ、具体的な地域資源の開発や施策・事業へ反映する仕組みは、なお十分に定着していません。地域ケア圏域会議から報告された課題や地域ケア推進会議で提案された課題について、市の関係部署が共有・協働し、個別課題や既存資源を整理しながら、具体的な課題解決へつなげるサイクルを強化する必要があります。
- 圏域会議の開催状況や地域課題の抽出には、地域包括支援センター間で差があります。また、総合相談業務に追われ、計画的な会議開催が難しいセンターもあります。基幹型地域包括支援センターによる開催支援、研修、情報共有等を通じて、各会議の目的と役割を共有し、運営の平準化を図ることが求められます。
- 自立支援型地域ケア会議については、対象者の自立支援・重度化防止にとどまらず、ケアマネジメントのスキルアップや顔の見える関係づくりにつながるなどの意義や効果を十分に周知し、各地域包括支援センターが事例提供者との事前協議や会議運営を主体的に行えるよう、段階的に支援することが必要です。

■地域ケア会議の実施状況（2026（令和 8）年 3 月末時点）

	実績			見込み		
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
地域ケア会議の開催回数						
市レベル会議開催回数						
鈴鹿市	2	2	2	2	2	2
亀山市	1	1	0	1	1	1
圏域レベル会議開催回数						
地域包括支援センター（鈴鹿市）	14	15	16	16	16	16
地域包括支援センター（亀山市）	2	2	4	4	4	4
個別レベル会議開催回数						
地域包括支援センター（鈴鹿市）	17	19	随時	随時	随時	随時
地域包括支援センター（亀山市）	3	3	随時	随時	随時	随時
自立支援型会議開催回数						
地域包括支援センター（鈴鹿市）	16	16	16	16	16	16
地域包括支援センター（亀山市）	6	6	6	6	6	6

取組内容

ア　市レベルの地域ケア会議の開催

鈴鹿市では、鈴鹿市地域ケア推進会議を年２回開催し、地域ケア圏域会議の報告から把握した地域課題について、課題解決に向けた検討を行います。また、地域づくりや政策形成につなげていくため、個別課題の整理と既存の資源の整理を行います。

亀山市では、個別レベル、圏域レベルで明確になった地域課題を市レベルの地域ケア会議へ円滑に集約する体制を定着させ、医療、介護、福祉等の関係機関や多職種との協議を通じて、具体的な施策化や地域資源の開発、基盤整備へとつなげるサイクルを強化します。

イ　各レベルの地域ケア会議の開催

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、各地域包括支援センターが開催する個別レベル、圏域レベルの地域ケア会議の開催を支援し、地域ケア圏域会議で解決できない地域課題を鈴鹿市全体の取組として協議し、及び検討するため、地域ケア推進会議で報告します。また、自立支援型地域ケア会議の開催において地域包括支援センターの後方支援を行います。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、各圏域で、地域包括支援センターが開催する個別レベル、圏域レベルの地域ケア会議の開催を支援し、圏域レベルの会議で解決できない地域課題を市全体の取組として協議し、及び検討するため地域ケア推進会議で報告します。また、自立支援型地域ケア会議については基幹型地域包括支援センターが地域包括支援センターと協働して開催します。

（2）家族介護への支援

現状と課題

- 地域包括支援センター等を相談窓口として周知し、介護保険制度、介護サービス、地域の社会資源等に関する情報を提供する一方で、介護負担を抱え込みやすい人や孤立傾向にある世帯には支援情報が届きにくく、課題が潜在化したまま、状態が深刻化してから相談に至る場合があります。高齢者がいる世帯への個別通知に加え、広報、ホームページ、ＳＮＳ等を組み合わせ、現役世代や若年層も含め、家族介護者が早期に相談・支援へつながるようにすることが求められます。
- 二市では、介護者のつどいを開催し、介護者同士の交流、情報提供、心身の負担軽減を支援しています。全体の開催回数は確保されている一方、圏域による差や参加ニーズの変化が見られ、介護者の年代、就労状況、介護状況等によって参加しやすい日時、形式、必要とする内容が異なることから、開催方法やプログラムなどを見直し、介護者のニーズに応じた参加しやすい場とする必要があります。
- 介護用品の支給、安否確認や見守りを兼ねた配食サービス等を通じて、在宅で介護を行う家族を支援してきましたが、物価上昇や自治体財政への負担も踏まえ、対象者、給付内容、財源等を見直す必要があります。また、配食サービスについては、食事の提供だけでなく、安否確認や継続的な見守りの機能を維持し、強化する必要があります。

■介護者のつどいの実施状況（2026（令和 8）年 3 月末時点）

	実績			見込み		
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
介護者のつどい						
介護者のつどいの開催回数						
亀山市	2	1	2	2	2	2
地域包括支援センター（鈴鹿市）	13	8	8	8	8	8

取組内容

ア　相談窓口の周知と情報提供の充実（家族介護者への支援）

鈴鹿市では、認知症と疑われる症状の発生から最終段階まで、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか相談窓口の流れを示す認知症ケアパスの作成をして、相談窓口の周知を図ります。鈴鹿市発行の冊子「65 歳からのフレイル予防のすすめ」、鈴鹿市ウェブサイト及び三重県の介護サービス情報公表システムに地域包括支援センターの情報を掲載し、家族介護者へ相談窓口として周知をします。

亀山市では、高齢者に対し、相談窓口である地域包括支援センターの案内を個別通知するとともに、現役世代や若年層に対してはＳＮＳ（亀山市公式ＬＩＮＥ等）や亀山市ホームページを活用して、相談窓口や支援情報の周知を推進します。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、県の介護サービス情報公表システムの

活用を推進し、相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。また、社会資源情報を必要とされている高齢者の方へ届けられるように、『インフォーマルサービス一覧』の手引きを適宜見直し、地域包括支援センターおよび介護支援専門員へ情報共有を行います。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、三重県の介護サービス情報公表システムの活用を推進し相談窓口である地域包括支援センター周知を図ります。また、インフォーマルサービスをまとめた「高齢者のための社会資源のしおり」を地域包括支援センター、民生委員、児童委員、介護支援専門員等へ周知し活用につなげます。

イ　介護者のつどいの開催

亀山市では、地域包括支援センターとともに、介護者同士の自由な交流に加え、リフレッシュ講座や介護技術及び介護制度に関する情報提供などを組み合わせ、介護者の心身の負担軽減につながる充実した場づくりを推進します。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、介護者の孤立や精神的負担の軽減につながるよう、各地域包括支援センターで開催する介護者のつどいの開催を支援します。

ウ　家族介護支援事業の実施

二市では、住み慣れた地域で、自分らしい生活が続けられるよう、在宅での支援を必要とする高齢者やその家族の生活の安定を図るため、紙おむつ等の支給や配食サービスの支援を実施します。

（3）医療と介護の連携

現状と課題

- 二市では、在宅医療・介護連携に関する会議や相談支援体制を通じて、医療・介護関係者の情報共有と顔の見える関係づくりを進めています。今後は、会議等で抽出した課題を整理し、入退院調整をはじめとする具体的な連携ルールや地域の仕組みへ反映し、関係機関の間で定着させることが必要です。
- 二市では、医療・介護関係者を対象とした勉強会、多職種連携研修会等を開催していますが、研修テーマによって参加者数に大きな差があります。また、医療・介護現場の人手不足や業務の多忙さから、研修への参加時間を確保しにくい状況もあります。関係者のニーズを踏まえてテーマを設定するとともに、開催日時、オンライン開催等を工夫し、参加しやすい研修体制を整える必要があります。さらに、入退院調整、看取り、人生会議（ＡＣＰ）等の具体的な事例を用いた検討を行い、多職種連携の実践力を高めることが求められます。
- ＩＣＴツールやウェブサイトを活用して、医療・介護関係者間の情報共有を支援していますが、医療機関・介護事業所によって導入状況や利用頻度に差があります。ツールの有用性、導入手順、具体的な活用方法を周知するとともに、よりよい活用につながる情報提供、運用ルールの標準化、ウェブサイトの利便性向上等を進め、日常的な支援に活用できる情報共有体制を整える必要があります。
- 二市では、在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置し、多職種からの相談や関係機関の調整に対応しています。今後は、相談内容を分析して地域の課題を把握し、会議や研修、連携ルールの見直し等に反映させることが必要です。また、医療と介護の両面にまたがる複雑な相談へ迅速かつ的確に対応できるよう、相談担当者の専門性を高める必要があります。
- 在宅医療、看取り、人生会議（ＡＣＰ）について、市民講座や出前講座、広報等による普及啓発を進めていますが、参加者が一部の層に偏り、若年層やこれまで関心の低かった層への働きかけが十分とは言えません。多様な媒体や機会を活用した啓発とともに、相談や話し合いを支える専門職の支援力を高める必要があります。

■在宅医療・介護連携支援センター等における相談件数（2026（令和 8）年 3 月末時点）

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター	1,079	895	
亀山市立医療センター（地域医療部地域医療課）	362	389	

取組内容

ア　在宅医療・介護連携における現状・課題等の整理

鈴鹿市では、鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議において、医療・介護の関係者との情報共有及び課題等の検討を行います。また、ウェブサイトを活用して、多職種間の情報共有及び市民への医療機関・介護事業所等の情報提供を行います。

亀山市では、亀山市在宅医療連携推進協議会において現場の課題を定期的に継続して抽出及び検討を行い、医療機関と介護事業所間におけるデジタルツールや情報共有手法（ＩＣＴ等）の活用と体制整備を進めることで、多職種によるタイムリーかつ円滑な情報共有と連携体制の強化を図ります。

鈴鹿市基幹型地域包括支援センターでは、鈴鹿市や鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センターすずらんとの連携及び鈴鹿市医師会主催の在宅医療登録医会などへ参画し、医療・福祉職間の課題把握や顔の見える関係の構築に努めます。

亀山市基幹型地域包括支援センターでは、亀山市の主催する在宅医療連携推進協議会に出席するとともに、多職種連携会議研修会等に参加し医療・介護関係者の顔の見える関係づくりや情報共有を行い多職種連携の強化を図ります。

イ　医療・介護関係者の研修

鈴鹿市では、医療・介護関係者等に対して、知識やスキルの向上を目的とした研修会等を開催し、支援を行います。

亀山市では、オンライン開催やハイブリッド方式の導入等により多忙な医療・介護従事者が柔軟に参加できる体制を整えるとともに、入退院調整や看取り、人生会議（ＡＣＰ）等の具体的事例を用いたグループワーク、事例検討会を推進し、多職種間の相互理解と地域全体の連携の質の向上を図ります。

ウ　医療・介護関係者の情報共有の支援

鈴鹿市では、多職種連携情報共有システムの運用、より良い活用につながる情報を提供するなどの支援を行い、医療やケアの質の向上と連携の促進に努めます。また、ウェブサイトの利用促進に取り組むとともに、利便性の向上に努め、医療・介護関係者間の円滑な情報共有と連携体制の充実を図ります。

亀山市では、医療機関及び介護事業所におけるデジタルツールや情報共有手法（ＩＣＴ等）の導入や利活用を進めるため、ツールの有用性や具体的な活用方法、導入手順についての効果的な周知・研修等を行います。併せて運用ルールの標準化を図り、医療・介護間におけるタイムリーかつ円滑な情報共有体制の充実を進めます。

エ　在宅医療・介護連携に関する相談支援

鈴鹿市では、在宅医療・介護連携支援センターにおいて、在宅医療・介護連携に関する相談対応や多職種間連携支援を行います。

亀山市では、亀山市総合保健福祉センター内の相談窓口を中心に、地域包括支援

センターや医療機関等の関係機関との連携を強化し、専門的な相談にも迅速・的確に対応できる支援体制を構築します。また、多様化・複雑化する相談に対応するため、研修会等への積極的な参加を通じて相談対応職員のスキルアップと専門性の向上を図ります。

オ　地域住民への普及・啓発

鈴鹿市では、地域住民が住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるための準備や看取りについて考え、在宅医療や介護に対する理解を深めることができる取組を行います。また、必要なサービスを選択できるようにするため、講演会や出前講座の開催及び各種啓発を通じてＡＣＰ（人生会議）等の周知に取り組みます。

亀山市では、広報紙やＳＮＳ、地域イベント、出前講座等の多様な媒体や機会を活用して幅広い世代へ在宅医療・介護や人生会議（ＡＣＰ）の普及を図り、市民が身近な人と話し合い意思を共有できる環境づくりを進めます。また、市民からの相談や啓発を支える専門職や相談員の研修等を実施し、支援スキルの向上を図ります。

（4）住まいの環境整備

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、二市では、市営住宅への優先入居、高齢者向け住宅、民間賃貸住宅等に関する情報提供や相談支援を行っています。一方、単身高齢者や要介護者の増加に伴い、民間賃貸住宅への入居、住み替え、本人の状態に応じた住環境の選択に関する相談が増えています。住宅関係部署、地域包括支援センター、建築・不動産関係団体、居住支援に関わる機関等との連携を強化し、住まいの確保から入居後の生活までを支援する体制を整えることが求められます。
- 介護保険による住宅改修費を支給し、要介護者等が自宅で安全に生活できる環境整備を支援しています。住宅改修、高齢者向け住宅、民間賃貸住宅等の情報を、本人や家族だけでなく、地域包括支援センターやケアマネジャー等へ分かりやすく提供し、本人の心身の状態や生活状況に応じた住まいの選択につなげる必要があります。また、ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるよう、家庭内の事故や急変時に備えた支援・連絡体制を整える必要があります。
- サービス提供事業所に対する質の向上を図るため、サービス利用者の相談を聴き取る介護サービス相談員の派遣事業を継続しています。増加している有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅のサービスの向上、改善につながるよう、継続的な意見交換の場が必要です。
- 家族介護者が離職することなく、仕事と介護を両立できるよう、地域包括支援センター等の相談窓口、介護保険制度、介護サービス等の情報を提供するとともに、介護休業制度等の周知を進めることが求められます。また、企業、事業所に対して仕事と介護の両立への理解を促し、家族内で介護負担や役割を分担することについても啓発する必要があります。

■有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況（2025（令和７）年７月現在）

項目		定員数	入居者数
有料老人ホーム	鈴鹿市	374	284
	亀山市	73	35
サービス付き高齢者向け住宅	鈴鹿市	790	640
	亀山市	245	201

※三重県からの提供資料

取組内容

ア　住宅に関する情報提供と相談機会の確保

鈴鹿市では、住宅関係部署と連携を図り、市営住宅への優先入居や高齢者向けの住宅に関する情報提供を行うなど、円滑な入居に関する支援を行います。

亀山市では、高齢者向け住宅や住宅改修制度等に関するわかりやすい情報提供に努めるとともに、建築、不動産等の専門団体や地域包括支援センター等と連携し、高齢者の住まいに関する相談機会の充実、円滑な住み替えや住環境整備の支援を推進するとともに、ひとり暮らしの高齢者等が、住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるよう家庭内の事故や急変時に備え体制整備を行います。

イ　住宅改修事業の実施

広域連合では、要介護者等が安心して在宅で生活できる居住環境を整えるため、介護保険による住宅改修（手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え等）を実施した際、住宅改修費を支給します。

ウ　居住系サービスに対する助言等の実施

広域連合では、グループホームや有料老人ホーム等への介護サービス相談員の訪問機会を確保し、サービスの改善や向上にかかる助言等を行うとともに、必要な場合には三重県に対し協力を依頼し、三重県からも指導するように働きかけます。

エ　介護離職防止のための在宅サービス等の充実

鈴鹿市では、紙おむつ等の支給や配食サービス等の実施により、家族介護者を支える取組を継続するとともに、市民等に対し介護休業制度の周知等に努めます。

広域連合では、求められる在宅介護サービスの確保を図りながら、相談窓口である地域包括支援センターの周知のほか、介護保険制度、介護サービス事業所等の情報が検索・閲覧できる介護サービス情報公表システムの周知を図ります。